

JR 重点販売連携「いちご王国」プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する JR 重点販売連携「いちご王国」プロモーション委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

いちごの生産量が半世紀以上に渡って日本一である本県が、「いちご王国・栃木」としての認知度向上により全国的な地位を定着させるため、東日本旅客鉄道株式会社が実施する重点販売地域施策（栃木県の指定は令和 5（2023）年 1 月から 3 月）と連携し、本県の顔である“いちご”を活用したプロモーションを実施する。

これにより、首都圏においても「いちごと言えば栃木」というイメージを定着させることで、県産いちごの更なる発展や本県への「食」を目的とした観光誘客、ひいては本県のブランド価値向上を図る。

2 業務内容

（1）JR 東日本と連携した「いちご王国・栃木」フェア

JR 東日本と連携し、首都圏 JR 駅構内施設（エキュート等）の飲食店において県産いちごを使用したオリジナルメニューを提供する「メニューフェア」を開催すること。

ア 概要

（ア）時期

令和 5（2023）年 1 月中の 2 週間程度

（イ）場所

首都圏 JR 駅構内飲食店等（20 店舗以上）

イ フェアの企画・運営

- ・フェアの企画及び運営を行うとともに、参加飲食店、商業施設等との連絡調整を行うこと。
- ・参加飲食店には必要に応じて県産いちごの提供を行うこと。なお、提供するいちごの品種、数量及び納品方法については、甲と協議の上、決定すること。
- ・参加飲食店に提供したいちごについてアンケートを実施し、その使用感や今後の取扱い意向等を調査すること。

ウ 店舗装飾物等の作成

- ・POP や装飾物等を製作し、店舗の装飾・PR を行うこと。
- ・フェア参加店舗の統一感が出るように工夫すること。

エ フェアの広告

- ・フェアや「いちご王国・栃木」の情報を掲載したポスターを製作し、JR 東日本が製作

するパンフレットとともに、駅や商業施設等へ掲示・配架すること。なお、ポスターの製作部数については、甲と協議の上、決定すること。

- ・商業施設が持つ媒体等を活用して広告を行うこと。
- ・「いちご王国総合サイト」等のWEBサイトと連携し、PRに努めること。

(2) 駅構内におけるPRイベントの実施

首都圏 JR 駅構内イベントスペースにおいて、首都圏消費者を対象に「いちご王国・栃木」のイメージ定着を促すイベントを開催すること。

ア 概要

(ア) 時期

令和 5 (2023) 年 2 月 4 日 (土)、5 日 (日) (予定)

(イ) 場所

首都圏 JR 駅主要駅イベントスペース等

(ウ) 内容

産直市及びブースPR 等

イ 産直市

- ・通行量が多く見通しが良い場所に売り場を設置し、県産いちごやいちごの加工品等の販売を行うこと。なお、実施に当たって必要となる販売物や什器等の手配を行うこと。
- ・販売に当たっては、販売スタッフ 2 名以上で対応することとし、スタッフの手配を行うこと。
- ・来客者については、プレゼント等を準備の上 50 名程度を目安にアンケートを依頼し、今後のプロモーションに生かせる消費者の声を集めること。

ウ ブース PR

- ・産直市に隣接し、「いちご王国・栃木」の PR を行うブースを用意すること。
- ・ブースには、長テーブル及び椅子を用意すること。なお、数量等については甲と協議の上、決定すること。
- ・「いちごと言えば栃木」のイメージ定着につながるブース装飾を行うこと。

エ モニターの設置

- ・会場内に甲が保有する「アバターシステム」(モニター、パソコン等)を設置するスペースを設けること。なお、運搬・設置については甲が行うこととする。なお、モニターの規格等については、甲と協議の上、決定すること。
- ・投影する映像等については甲と協議の上、決定すること。

オ その他

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じた上で実施すること。
- ・甲が実施する「いちご王国・栃木の日」の県内イベント等との連携を図ること。

- ・観光との連携を図り、本県への誘客につなげること。
- ・イベントの運営に当たって必要となる諸手続を行うこと。
- ・関係者との調整を行うとともに、運営マニュアル等の作成を行うこと。
- ・イベントの内容や企画・調整については JR 東日本とも十分に連携すること。

(3) 公共交通広告等を活用した PR

既存事業で製作した PR 動画を活用し、駅デジタルサイネージやトレインチャンネル等において上記 (1) のフェア、(2) のイベントや「いちご王国・栃木」の PR を行うこと。

ア 概要

(ア) 時期

令和 5 (2023) 年 1 月

(イ) 場所

JR 大宮支社サイネージ、トレインチャンネル

イ 広告の作成及び配信

- ・甲が作成した既存の動画を加工し、フェア情報等を加えた広告を作成すること。
- ・首都圏消費者に対して「いちごと言えば栃木」のイメージを定着させること。

(4) 新型コロナウイルスの感染拡大等によって事業が実施できない場合の対応

新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い上記 (1) のフェアや (2) のイベントを中止せざるを得ない場合においても、首都圏消費者に「いちご王国・栃木」のイメージ定着を促すことができるよう、(1)、(2) の代替案を実施すること。

3 留意事項

(1) 企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、イベント会場のイメージ、イベントの警備計画及び広報計画等を記載すること。

(2) イベントに係るいちご等の調達

イベントの開催に当たり、農産物等を調達する際には農業団体等と十分連携の上、調整すること。

また、「いちご王国・栃木」及び県産いちごのブランド価値を損なうことのないよう、農産物の品質等について十分留意すること。

(3) その他

ア イベント実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じること。併せて、「栃木県環境配慮指針」に基づき環境負荷等の軽減を図ること。

イ 実施に当たっては、県、農業団体、関係機関等と十分に連携するほか、県が実施する他の事業との効果的な連携を図ること。

ウ これまで訴求してきた各品種が持つイメージ（特性、ターゲット等）を踏襲したプロモーションとすること。

エ 実施に当たっては、会場の管理者等と連携を図り、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて所管する関係機関等と連携すること。

オ 緊急時の対応体制（地震及び火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時等）を作成すること。

カ 事業の効果測定（広告換算金額の算定等）を行い、報告すること。

4 実施計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、イベント内容や活用するメディア媒体等の具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。

(2) 乙は、イベント開催期間中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を甲に提出すること。

(3) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

(4) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

6 その他

(1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。

(2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。

(3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。

(4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。